



平成 19 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 三光合成株式会社
代表者名 代表取締役社長 梅崎 潤
(JASDAQ コード: 7888)
問合せ先 取締役常務執行役員 廣川 修悦
(TEL 0763-52-7105)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 6 月 29 日開催の取締役会において、平成 19 年 8 月 29 日開催予定の第 74 回定時株主総会に、下記のとおり「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を追加するものであります。
- ② 取締役及び監査役が期待された役割を十分発揮できるように、会社法第 426 条及び第 427 条の定める取締役及び監査役の責任免除制度に基づき、定款に第 27 条（取締役の責任免除）及び第 35 条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。
なお、第 27 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 上記の変更に伴い条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| 第1条 《条文省略》 | 第1条 《現行どおり》 |
| (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 合成樹脂材料積層品、レジン ^① の製造及びそれらの合成樹脂成形品の製造並びに販売 2. 機械、電気部品の製造及び組立加工 3. 合成樹脂成形用金型の設計、製造並びに販売 4. 工業製品のデザイン、設計、試作並びに販売 5. 工業用ロボット、各種機械器具の自動制御装置の設計、製造並びに販売 《新設》 6. 前各号に附帯関連する一切の事業 | (目的) 第2条 《現行どおり》 1. 《現行どおり》 2. 《現行どおり》 3. 《現行どおり》 4. 《現行どおり》 5. 《現行どおり》 6. 労働者派遣事業 7. 前各号に附帯関連する一切の事業 |
| 第3条～第26条 《条文省略》 | 第3条～第26条 《現行どおり》 |
| 《新設》 | (取締役の責任免除) 第27条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| 第27条～第33条 《条文省略》 | 第28条～第34条 《現行どおり》 |
| 《新設》 | (監査役の責任免除) 第35条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| 第34条～第37条 《条文省略》 | 第36条～第39条 《現行どおり》 |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年8月29日（水曜日）

定款変更の効力発生日 平成19年8月29日（水曜日）

以上